

令和4年4月19日財産状況報告集会について（令和4年4月11日）

本破産事件は、債権者数が1100名以上（破産申立書訂正書記載）と多数であり、さらに破産会社をめぐる法律関係は難解です。さらに、コロナ感染者数も令和4年4月6日現在で全国58,442人、東京8,652人（死者は全国66人、東京6人）で、直近で減少傾向があったものの増加に転じております。令和4年4月19日の財産状況報告集会は、コロナ感染対策として、三密の回避、出席の自粛が必要な状況で、会場の席は間隔を置いて配置され、約90席です。当日、債権者集会場等に来場されても席が確保できない可能性があります。同集会は進行を円滑化し、時間を短縮して行います。

そこで、次の第一、第二を破産管財人事務所のホームページで開示いたします。財産状況報告集会への来場の自粛等を強くお願い申し上げる次第です。

第一 令和4年4月19日財産状況報告集会の配布書類の事前開示

- 1 破産法157条の報告書
- 2 財産目録
- 3 収支計算書

（1～3を末尾に添付）

第二 財産状況報告集会での質疑に代えて

1 契約書の種類

破産会社の締結した高圧受電設備（以下、キュービクルという。）に関する契約書は、次の(1)～(10)のほか、例えば、リース契約、代理店契約もあります。

現在も、調査中です。当破産管財人が回収した契約書は、(株)総合電商が締結した契約書の一部であり、当破産管財人が認識していない契約書も少なからずあると思われま

(1) 『高圧受電設備設置契約書』

(株)総合電商が事業者の事業所にキュービクル（付帯設備を含む。以下同じ）を設置し、(株)

総合電商が各地区電力会社から高圧電力の供給を受け、当該キュービクルを使用して変換して事業者（電気需給者）に低圧の電力を供給し、㈱総合電商は自らの費用でキュービクルの維持管理及び修理、電気保安（保守点検、保険、保安）を行い、事業者は㈱総合電商に電力料金（キュービクルの維持管理及び修理、電気保安のサービスの対価を上乗せしたもの）を支払う。

『覚書』 キュービクルを使用する事業者が賃借する店舗の所有者（賃借契約の貸主）、店舗の借主（事業者）及び㈱総合電商との間の、㈱総合電商が貸主の建物にキュービクルを設置し、㈱総合電商が各地区電力会社から高圧の電力の供給を受け、借主にキュービクルを介して低圧の電力を供給することを内容とする契約。

『電気供給契約』 事業者の所有又は賃借する事業所の建物に㈱総合電商がキュービクルを設置し、㈱総合電商が各地区電力会社から高圧電力の供給を受け、当該キュービクルを介して事業者に低圧の電力を供給し、㈱総合電商は自らの費用でキュービクルの維持管理及び修理、電気保安（保守点検、年次点検、保険、保安）を行い、事業者は㈱総合電商に電力料金（キュービクルの維持管理及び修理、電気保安のサービスの対価を上乗せしたもの）を支払う契約。

『C B新規設置・高圧受電設備の新規設置及び電力需給契約書』 2019年1月からは、『高圧受電設備設置契約書』より、契約内容が明確化された『C B新規設置・高圧受電設備の新規設置及び電力需給契約書』が使用されている。

(2) 中古買取＝『高圧受電設備売買及び電力分電需給契約書』

事業者が所有しているキュービクルを㈱総合電商が低額で買い取り、そのキュービクルを使用して㈱総合電商が事業者に電力を供給する。㈱総合電商はキュービクルの維持管理、電気保安及び修理を行う。事業者は㈱総合電商に電力料金（キュービクルの維持管理及び修理、電気保安のサービスの対価を上乗せしたもの）を支払う。

(3) 『高圧受電売買及び高圧受電設備サブスクリプション契約書』

この契約は、事業者が所有するキュービクルを㈱総合電商が低額で買取り、㈱総合電商がキュービクルのメンテナンス及び電気保安（保守点検，付保）を行い、事業者は定額の月額サブスク費用及び保守点検費用を㈱総合電商に支払う。

この契約では、電力は契約前と同様、各地区電力会社から事業者に対し引き続き供給される。

(4) 賃貸借＝『高圧受電設備定期賃貸借契約及び電力分電需給契約書』

(2)の中古買取は㈱総合電商が事業者のキュービクルを購入するものに対し、(4)の賃貸借は㈱総合電商が事業者からキュービクルを低額で賃借し、そのキュービクルを介して㈱総合電商が事業者に電力を供給する。

㈱総合電商はキュービクルの維持管理及び経年劣化等による修理修繕を行う。ただし、賃貸借であることを受けて、保安管理費用，保険料は貸主の負担となる。

(5) 『売買契約書』（事業用高圧受電設備賃貸借契約書及び覚書を綴じ込み）

事業者（電気需要者）に設備されたキュービクルを、㈱総合電商が投資家を募って売却し〔売買契約書〕，当該キュービクルをリースバック〔賃貸借契約書〕し，電気需要者に当該キュービクルにより電力供給し，キュービクルの法定点検，維持管理，検針を行うことを確認する〔覚書〕。

（注） (5)の『売買契約書』，(6)の事業譲渡スキーム，(7)の〇の会，(8)の設備の大家さん，(9)のCOP5は，キュービクルを投資家等に売却することにより㈱総合電商における資金調達を行う契約です。

(1)の高圧受電設備設置契約書等，(2)の中古買取，(3)のサブスク，(4)の賃貸借は，キュービクルによる事業者への電力供給を主な目的とするもので，その性質・目的・相手方は大きく異なります。

〈注〉 (1)(2)(3)(4)の各契約に関して、2021年(令和3年)12月10日付をもって、
㈱総合電商から電気需給者に対して、㈱総合電商からの電力の供給不能及び地域電力送配電会社と電気需給者との直接契約等を依頼する「お詫びと重要事項のご連絡」と題する書面が送付されたようです。

令和3年12月16日当破産管財人が就任し、㈱総合電商からの電気需給者に対して、㈱総合電商からの電力の供給不能及び各地区電力会社との電力供給契約の締結を依頼する書面を送付し、その後破産管財人事務所ホームページにその旨を掲示しました。厳寒期における電力の停止による人身への危険の回避及び事業者の事業停止の回避のためです。

これらに基づき、令和4年2月中旬頃までに各電気需給者と各地域電力会社又はいわゆる新電力と呼ばれる会社等との間で、電気供給契約が締結されることになりました。

(6) 事業譲渡スキーム

㈱総合電商の事業(キュービクルを保有(所有、賃借)し、当該キュービクルを使用して事業者に電力供給を行い、電力料金を請求して受領するもの)の一部を第三者に売却することにより、㈱総合電商において事業譲渡代金を得て、資金調達するもの。

(7) ○の会

2018年から2019年5月まで『高圧受電設備売買契約書』『高圧受電設備賃貸借契約書』『覚書』の同時締結方式がとられています(㈱総合電商の社内で「○の会」(マルノカイ)と呼ばれる。)

キュービクルの㈱総合電商の買戻義務を規定した『覚書』も締結されます。

(8) 設備の大家さん

2020年5月頃から約1年間、(5)の『売買契約書』に代えて、「設備の大家さん」とい

うキャッチフレーズの『高圧受電設備売買契約書』『高圧受電設備賃貸借契約書』『買戻しに関する確認書』の同時契約締結方式がとられるようになりました。

買戻しに関する確認書が同時締結されているものが多くあります。

賃貸借契約の期間は60カ月（5年）とされ、買戻しに関する確認書では、5年の賃貸借期間満了後、売買代金額と同額で買戻しを行うこととなっています。

(9) COP5

2021年5月から、設備の大家さんに代えて、「COP5」（キュービクル・オーナーシップ・プログラム5）と呼ばれる『高圧受電設備売買契約書』『高圧受電設備賃貸借契約書』『買戻しに関する確認書』が締結されるようになりました。

〈注〉 投資総額（契約書記載の売買代金の総額）は次のとおりです。

(5) 売買契約書（買戻金額合計）

約4億8061万円

(6) 事業譲渡スキーム

約8億0724万円

(7) Oの会

約2億8195万円

(8) 設備の大家さん

約28億7432万円

(9) COP5

約21億3878万円

総合計 65億8290万円

(10) キュービクル管理合同会社への譲渡

キュービクル管理合同会社に㈱総合電商所有のキュービクルの所有権を移転し、事業者に対する電力供給も同社から行うもの。

2 法律上の問題点

1 (1)～(10)の契約に関し、想定される法律上の問題点について当破産管財人の見解を解説します。参考にいただければと思います。

〈注〉 以下は、現時点での当破産管財人の法律上の意見の概要を記載したものです。本破産手続に対する債権者を含む関係人の対応は様々であり、個々の事情により法的判断が異なることも生じます。

法律上の効力等は裁判により決定されるものであり、また、今後の破産管財業務が以下に従って行われることを保証するものではありません。

(1) 賃料の財団債権性

(一) 1 (5)の売買契約書、1 (7)の〇の会、1 (8)の設備の大家さん、1 (9)のCOP5には、キュービクルの賃貸借契約があります。

投資家からは、㈱総合電商に対するキュービクルの破産手続開始決定日（令和3年12月16日）以降の賃料は財団債権（破産法第148条）であるとして、これを破産管財人に請求する内容証明郵便等が到達しています。

1 (8)の設備の大家さんを例に説明します。

「高圧受電設備売買契約書」

「高圧受電設備賃貸借契約書」

「買戻しに関する確認書」

は、一体のものとして作成、締結されています。

これらは、契約上のキュービクルの売買、賃貸借、買戻しの形式にかかわらず、実態は㈱総合電商に金銭を貸付け、高利の利息を得、さらに5年後に貸付元本が返還される

ことを内容とする投資，と判断しております。

(実 態) = (契約形式)

貸 付 日 = 売買契約日 (売買代金支払日)

元 金 = 売買代金額

利息 (月額) = 賃料 (月額)

返 済 期 = 賃貸借期間満了日 (買戻請求日)

返 済 額 = 売買代金額

1(5)の売買契約書，1(7)の○の会，1(8)の設備の大家さん，1(9)のCOP5は投資であり，賃貸借契約の賃料ではなく，利息にすぎず，破産手続開始決定後の部分を財団債権と扱うべきでないと考えます。キュービクルの売買，賃貸借，買戻しが投資としての貸付と認定される場合，売買に基づくキュービクルの所有権の買主取得，賃貸借に基づく貸主の賃料請求権はありません。

〈注〉 ケースによると思いますが，売買でないとする主な論拠は次のとおりです。

- ① キュービクルの賃貸借契約は，同時に売買契約等と締結されており，その賃貸借，売買という法的形式にかかわらず，セールスアンドリースバック取引であり，㈱総合電商への投資として，実質は貸付金であること。
- ② 売買代金は消費税別300万円，500万円あるいはその倍数など端数のない丸い数字である。i) 設置されているキュービクルはメーカー・型式・容量により価格は異なる。ii) さらには，製造の年式により価額は大きく異なる（キュービクルの減価償却期間は15年間）。iii) 設置場所によりキュービクル設備費用は異なる。
i) ii) iii) は丸い数字であることと矛盾し，現実に行われたのは売買ではない。
- ③ 多くの売買契約書の売買代金額は，消費税別300万円，500万円といった一律の価格が1/2～2/3を占める。これは，投資家の支払金が個々のキュービクルの売買代金ではなく，投資額であることを示す。

- ④ 契約書には、キュービクルの設置場所・店舗名・メーカー・容量・型式・製造年などの記載の全部又は一部を欠くものもあり、投資者において対象キュービクルの購入を意図したものでなく、投資金に対する利回りと、投資金回収のためのスキームと認識していた。
- ⑤ 買主においては、売買に際し売買対象のキュービクルを見たことはなく、設置場所にも行っていない。メーカー・型式・容量・製造年を知らないし、確認もしていない。売買の目的物とその価値を認識しないで購入する買主はいない。
- ⑥ キュービクルは事業所の敷地に設置される。自らが所有権を取得し、他人の敷地上に設置されているキュービクルにもかかわらず、敷地所有者に挨拶したこともなく、敷地所有者が誰かも知らない。
- ⑦ 買主において、売買対象となったキュービクルを資産計上せず、償却資産台帳に記入せず、賃料収入を所得として申告せず、減価償却費を経費計上していない者が多い。
- ⑧ 賃貸借期間満了時には、キュービクルは減価しているもので、買戻しは減価した額となるはずであるが、当初投資家が支払ったと同額で買戻される。売買代金の支払、買戻金額の支払でなく、投資であって、実質は元金の貸付と元金の返済である。
- ⑨ 売買契約書は、買主が共有持分を取得する場合があることを前提とする書式となっており、現実にキュービクルの共有持分についての売買契約や賃貸借契約もある。見ず知らずの他人と動産を共有する者はいないし、見ず知らずの他人と共にキュービクルを賃貸する者はいない。
- ⑩ ㈱総合電商との間で、売買契約の対象となったキュービクルを、後日、他に設置したメーカー・型式・容量・製造年の異なるキュービクルに変更しているものが多く存する。これは、売買契約書個々のキュービクルの売買でなく、形式にすぎないことを意味する。
- ⑪ キュービクルの賃借人たる地位が第三者に移転することについての賃貸人の事前承諾条項や付帯書面があるが、賃貸借であれば賃借人の賃料支払能力が重要であり、賃貸人が賃借人変更を事前承諾することはない。

(二) 令和3年12月16日分以降の賃料については財団債権となるとの見解によった場合でも、キュービクルが実在しない場合は財団債権となりませんし、キュービクルに複数の買主がいる場合は第三者にキュービクルの所有権を主張(対抗)できる1名の賃料のみ財団債権となります。

なお、当破産管財人の試算した月額賃料合計は次のとおりとなります。

1(5)売買契約書	27,637,331円
1(7)〇の会	2,507,500円
1(8)設備の大家さん	27,010,113円
1(9)COP5	16,279,300円
計	73,434,244円

12月16日分から4月15日分までの、4か月分では、合計293,736,976円です。従って、財団債権であるなら早晚、本破産事件は異時廃止となります。財団債権であるとしても随時弁済はできません。破産法第152条第2号による同法第148条第1項第1号及び第2号の財団債権弁済後、同条第1項による按分弁済となります。

なお、財団債権として、合計58,869,843円の租税の交付要求があります。

「財団債権としての賃料を破産管財人に請求する場合、民事訴訟を提起してください。支払は、財団債権と認める判決の確定後、上記の破産法148条に従って行う予定です。

キュービクルの所有権を当破産管財人に対して主張する場合も、同様に民事訴訟を提起してください。判決の確定後、同判決に基づいた対応をする予定です。

〈注〉 1(5)の『売買契約書』についての当破産管財人の調査は、破産会社の元従業員が作成した電子データを加工する方法をとりました。電子データが正確かは検証しておりません(現在、個別の契約書の検討手続を遂行中)。他は、個別の契約書を検討した成果に基づくものです。

(2) 多重譲渡契約

この(2)は、1(5)の『売買契約書』、1(6)の事業譲渡スキーム、1(7)の〇の会、1(8)の設備の大家さん、1(9)のCOP5が貸付でなく、売買であり、キュービクルの所有権が買主に有効に移転することを前提にしての記載です。売買であることを前提にキュービクルの所有権を主張する場合、以下の点にご留意ください。

これらの売買について、同一のキュービクルが複数人に譲渡されている事例が多数あります。

また、実在しないキュービクルが売買契約書の対象となっている場合もあるようです。

(一) 対抗関係

ア 現在までの当破産管財人の調査で、1(5)の『売買契約書』、1(6)の事業譲渡スキーム、1(7)の〇の会、1(8)の設備の大家さん、1(9)のCOP5により売買の対象となっているキュービクルについて、その設置先店舗及び所在が同一であるものが多数存在することが判明しました。

当破産管財人の調査では(株)総合電商管理に係るキュービクル466店舗中、多重譲渡(買主が複数名であるもの)が認められたのは、次のとおりです。

二重譲渡	72
三重譲渡	73
四重譲渡	66
五重譲渡	43
<u>六重譲渡以上</u>	<u>66</u>
計	320

〈注〉 この数は増減の可能性があります。例えば、(株)総合電商が売却したキュービクルを買い戻していれば、そのキュービクルについて二重譲渡ではありません。また、同一の店舗及び所在地に複数のキュービクルが存在すれば二重譲渡ではありません。

〈注〉 当破産管財人が把握している1(5)の『売買契約書』、1(6)の事業譲渡スキーム、

1(7)の〇の会, 1(8)の設備の大家さん, 1(9)のCOP5の対象となっているキュービクルの台数は次のとおりです。

1(5)『売買契約書』	調査実行中
1(6)事業譲渡スキーム	303台
1(7)〇の会	65台
1(8)設備の大家さん	663台
1(9)COP5	87台

なお, COP5の対象となったキュービクルは, 現段階でキュービクル管理合同会社に移転しているようです。

イ 買主が複数の場合, 動産であるキュービクルの所有権の所在は, 原則として民法第178条により「動産の引渡」の有無・先後により定まります。例外として, 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条に定める動産譲渡登記ファイルへの譲渡の登記(以下, 「動産譲渡登記」という。)がされたときは, 民法第178条の「引渡」があったものとみなされます。

なお, 動産譲渡登記と民法第178条の引渡しの優劣は, 登記がされた時と引渡しがされた時の先後により定まります。

〈注〉 1(6)の事業譲渡スキームにより, ㈱総合電商の電力の供給と仕入並びにキュービクルの保守保全の事業の一部譲渡に伴ってキュービクルが譲渡される場合も, 動産の所有権移転には対抗要件が必要です。

ウ アに記載した各契約で, キュービクルを㈱総合電商が売却した場合, 民法第178条の引渡の存否について, 現実に行われた具体的な取引の態様に即して解説します。

i) ㈱総合電商がキュービクルをメーカーから購入して設置工事を行った後に売却した場合, ii) 既にキュービクルを事業者(電気需給者)が使用している状態で㈱総合電商が売却した場合, を掲げることができます。

i) では(株)総合電商が購入したキュービクルにつき、メーカーからの現実の引渡(民法第182条第1項)により占有権を取得し、事業者の事業所での設備設置により付帯設備を含めキュービクルは一体として、民法第182条1項の現実の引渡しにより事業者が占有権を取得します。(株)総合電商は自己を間接占有者、事業者を直接占有者とする代理占有(民法第181条)を取得します。その後、(株)総合電商が投資家等との間で売買契約及び賃貸借契約を締結する場合は、買主は占有改定(民法第183条)によって占有権を取得することはできず、指図による占有移転(民法第184条)又は動産譲渡登記によらなければ、引渡しを了することができません。

ii) でも、(株)総合電商は事業者を直接占有者としてキュービクルを代理占有することから、買主は民法第184条による指図による占有移転又は動産譲渡登記によってのみ、民法第178条の「引渡」を了することができます。

i), ii) いずれの場合も、民法第184条の指図による占有移転(特に、(株)総合電商が事業者に対し、キュービクルを買主のために占有すべき旨を命じたこと)の有無で、買主のキュービクルの対抗要件の取得が決定されると解されます。

なお、キュービクルへの買主所有を記載したラベルの貼付(事業者にその旨を伝えなかった場合は、民法第184条所定の占有移転ありと認定するに十分なものではないと判断しております)。

(二) 即時取得(民法第192条)

キュービクルは動産であり民法第192条の即時取得の適用があります。

(株)総合電商からキュービクルが多重譲渡された場合において、民法第178条による引渡を了した買主がいる場合にも、後に当該キュービクルを売買契約により取得した者も、「平穩に、かつ、公然と」キュービクルの「占有を始めた者」「善意であり、かつ過失がないとき」は動産の所有権を取得できることがあります。この占有は民法第183条の占有改定は含まないというのが判例(最判昭35.2.11民集14巻2号168頁)・通説の見解です。

キュービクルを売買により取得した場合、通常は(株)総合電商が事業者を直接占有者とする代理占有を有しているので、即時取得を主張する買主は指図による占有移転を了している必要があると思われま

〈注〉 キュービクルの「占有を始めた者」であることを要し、「キュービクルの動産譲渡登記を経由した者」では足りません。

(3) 無償譲渡特約

(一) 1(1)の電気供給契約には、次の規定があります。

甲（事業者）は、乙（㈱総合電商）に以下の事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。その場合、乙は高圧受電設備を甲に無償譲渡する。

- ①乙が電力会社に支払う電気料金が2カ月遅延した時。又、電力会社に対する支払いが滞った時。
- ②乙が事業を停止した時。
- ③乙に差押え、仮処分、破産申し立て、民事再生、会社更生の申し立てがされた時。
- ④本物件の撤去及び原状回復に関する費用は乙の負担とする。

この規定により、解除または解約をした場合、㈱総合電商がキュービクルを事業者は無償譲渡する義務を負担するものです。法律解釈としては、無償譲渡契約（債権契約＝本契約）を締結する義務を生ぜしめるべき契約条項であり、㈱総合電商が事業者からの無償譲渡本契約の申込みに対して承諾する義務を負う片務予約と考えます（新版注釈民法(4)151頁参照）。事業者の㈱総合電商に対する一方的意思表示で、相手方である㈱総合電商の承諾を要せず、キュービクルの無償譲渡の本契約が締結されてキュービクルの所有権が事業者に移転する一方の予約（民法第556条）ではないと考えます。

この片務予約を前提とした無償譲渡の承諾請求は、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の債権的請求権であり、破産債権に該当すると考えます（破産法第2条第5号）（売買の一方の予約権行使によって生じる物権変動に基づく、物権的請求権ではない。）。よって、無償譲渡請求権については、破産債権として破産債権届出をしていただくことになり、無償譲渡を破産管財人に請求してキュービクルの所有権を取得することはできないと考えます。

〈注〉 ①契約文言は、「甲は」「本契約を解除」「することが出来るものとする。その場合、乙は高圧受電設備を甲に無償譲渡する。」とあり、甲による解除が行われた場合に、乙が無償譲渡することになるものです。解除の意思表示の場合に、乙（㈱総合電商）による無償譲渡行為が行われることが前提とされており、甲の解除による意思表示と、甲の一方的な予約完結権行使の意思表示で無償譲渡の効果を生じるものとは解せられないと考えます。

②一方の予約であるとしても、予約権行使により生じたキュービクルの所有権移転を破産管財人に対抗するには、対抗要件の具備が必要です。この場合、電気需要者はキュービクルを現に所持することから、民法第182条第2項の簡易の引渡しが必要であり、同項の「当事者の意思表示」はないことから、対抗要件を備えておらず、この点からもキュービクルの所有権を主張できないこととなります。

(二) 無償譲渡特約によるキュービクルの所有権取得を主張する事業者は、民事訴訟を提起してください。所有権を認める判決の確定があれば、対応する予定です。

(4) 中古買取＝『高圧受電設備売買及び電力需給契約書』

㈱総合電商の破産手続開始決定により、解除特約又は債務不履行として、民法第542条に基づく解除が可能です。

これらの場合、キュービクルの所有権は、㈱総合電商から売主に復帰的に移転します。但し、売主は受領した譲渡代金の返還義務を負います。

しかし、キュービクルが㈱総合電商から第三者に転売されている場合は、解除は対抗要件（引渡し又は動産譲渡登記）を備えた第三者に対抗できず（民法第545条第1項ただし書き）、売主はキュービクルの所有権を（復帰的に）取得しません。その場合、需要者のキュービクルの使用は所有者たる第三者に対して不当利得となり、逆に需要者は、老朽化したキュービクルなどについてはその所有者たる第三者に対して、敷地の土地所有権に基づくキュービクル等の撤去を請求できます。

1(3)のサブスクリプション契約についても同様と考えます。

(5) キュービクルの撤去費用

キュービクル撤去に要する費用は、キュービクル、付帯設備のほか、設置場所により異なりますが、一般的には撤去・処分に要する費用は30～50万円との破産会社代表者の説明です（電力供給契約の付け替えの場合、更に30～50万円必要）。

キュービクルの所有権が売買により対抗要件を備えた買主に有効に移転している場合には、買主が敷地所有者からキュービクルの撤去請求を受けた場合、同様の費用負担が生じます。

キュービクルの撤去を当破産管財人に対して請求する場合、民事訴訟の提起が必要と思われる（キュービクルの所有権者を明らかにする必要があります）。

(6) 1(8)の設備の大家さん、1(9)のCOP、の各『高圧受電設備売買契約書』各『高圧受電設備賃貸借契約書』には、次の規定があります。

万一乙が、以下の事態に陥った場合は、乙が電力を供給している需要者が電力を需給することに支障が無いよう、乙は乙の業務を引継ぐ事業者を選定し継続的なサービス提供を行うものとする。

- ① 乙が事業を停止、破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続き開始の申し立てを受け、又は自ら申し立てを行ったとき。
- ② 乙が監督官庁により営業許可取り消し、停止等の処分を受けたとき、もしくは支払い停止、支払い不能の状態に陥り、または手形や小切手が不渡りとなったとき。

この規定による乙の義務は、破産者に対し破産手続開始の原因に基づいて生じた財産上の請求権であり、破産債権に該当すると考えます（破産法第2条第5号）。よって、破産債権として破産債権届出をしていただくことになり、引き継ぐ事業者の選定を破産管財人に請求することはできないと考えます。

3 破産管財人によるキュービクルの現地調査

破産管財人就任時から、キュービクルについては二重譲渡の可能性が指摘されておりましたことから、問題となるキュービクルの現地調査を行う見込みでした。その旨、当破産管財人の事務所のホームページでも開示し、債権者からの問い合わせについてもその旨を回答しております。

した。しかし、当破産管財人の調査により令和4年3月中旬の段階で、極めて多くのキュービクルに多重譲渡が存在することが判明しました。従って、その数の多さとその所在が全国に及んでいることから、費用と時間の点から現地調査の実施が困難です。

キュービクルについての民事訴訟事件の審理に不可欠なものに限定して、現地調査等を行うこととなる見込みです。

4 多重譲渡の問い合わせ

- (1) キュービクルの所有権を主張する方から、当破産管財人に対して、自分が締結した売買契約の対象として表示されたキュービクルについて、「多重譲渡されているか？多重譲渡されている場合その契約書の買主の氏名・住所」の問い合わせが寄せられています。

これについては、法律上、①氏名、住所が個人情報であること、②多重譲渡がある場合、その契約書を締結した者の信用を低下させうる情報であり秘密保持を要するものであること、が指摘されています。従いまして、これらの情報を破産管財人が開示するには、他の契約書に買主と表示されている方に照会を行い、その開示に同意した場合に開示を行う手続を採用するしかないとの結論です。

- (2) 具体的手続としては、i) キュービクルの所有権を主張する方の当破産管財人に対する開示要請の申請書の提出、ii) 当破産管財人から同一のキュービクルについての他の契約書に買主として表示された方への照会、iii) 照会についての回答書の受領とその検討、iv) 当破産管財人から申請者への開示情報又は開示できない旨の連絡となります。申請書の数、多重譲渡の数や照会の相手方の対応によっては、i)～iv)につき数カ月を要する場合もあると見込んでおります。

- (3) 第二. 2(1)㉑の〈注〉(本書9頁)記載のとおり、『売買契約書』については㈱総合電商の元従業員が作成した電子データを加工した情報であり、その正確性に疑問がありません。現在、当破産管財人において『売買契約書』自体を確認して、集計する作業を実行中です。作業終了後集計の再確認を行い、第二. 1(5)～(9)の各契約書の集計と合体させます。これらの終了を令和4年7月中旬と見込んでおります。

それ以前に、(2) i) の詳細及びiii) の概要につき、このホームページに掲示します。このホームページ掲示前には、前記3(本書15頁)にかかわらず当破産管財人への開示要

請を受付けいたしません。

- (4) なお、多重譲渡されている場合の他の契約書の開示やコピーの請求はできません。膨大な手数と費用が必要であり、また、一部の債権者のみにコピー等を提供することは、債権者平等に反するとの判断に基づいております。キュービクルの電気需給に関する契約書の開示又はコピーの請求も同様の理由から、できません。

また、キュービクルの設置場所、設置店舗、電気需給者の氏名、住所又はキュービクルの所有権を主張する方が認識している事実であり、これについての開示は予定していません。

- (5) キュービクルの電気需要者から当破産管財人に対するキュービクルの所有者又は買主の氏名・住所の開示の要請についても、(1)～(4)に準じて対応します。

以上の破産管財人の見解については、現時点での法律上の意見の概要を記載したものであり、今後明らかになる事情や判決が確定するなどによっては、追記、変更等が生じる場合があります。その場合には当ホームページにてお知らせします。

破産管財人あてのお問合せは、FAX（03-6262-1288）でのみ受付けいたします。本破産事件は債権者数が1100名に及び、問合せ内容が難解な法律問題にかかるもので、さらには㈱総合電商の業務に不正行為が疑われるものがあり、電話での問合せに回答することができません。

令和3年(フ)第7615号

破産法157条の報告書

令和4年4月19日

東京地方裁判所民事第20部 合議C係 御中

破 産 者 株式会社総合電商
破産管財人弁護士 服 部 秀 一

第1 破産手続開始の決定に至った事情

- 1 破産者は、平成17年6月、北海道帯広市を本店とする有限会社総合電商と設立された。
- 2 破産者は、安価な6600ボルトの高圧電気を、各地区電力会社等から供給を受け事業所に設置したキュービクルで100、200ボルトの低圧電力に変圧して事業者に供給すると共にキュービクルの維持管理、修理及び電気保安の業務を提供し、電気料金として支払を受ける業務を行っている。

他方で、自ら所有するキュービクルを投資家を募って売却して、事業資金を調達していた。

2018年頃から資金繰りに困り、キュービクルを多重譲渡していた。2021年10月以降、支払を遅滞するようになり、令和3年12月16日破産手続開始の申立を行い、同日破産手続開始決定を得た。

第2 管財業務の遂行及び調査

破産管財人が行った管財業務の概要は、以下のとおりである。

- 1 破産者は、日本橋茅場町の本店の他、帯広・福岡・札幌に支店があり、大阪・名古屋・岡山・松山・沖縄に営業所、横浜・札幌に倉庫があった。現在までに、破産管財人又はその代理が各地に赴き、これらの閉鎖・明渡を実施した。
- 2 回収業務
 - (1) 現金
引き継ぎ予納金915万円
 - (2) 電気料金・工事代金請求回収
電気需要者に対するもの
 - (3) 有価証券
株式会社ジャックス396株。売却済み(1,250,340円)

- (4) 預金
回収作業中
- (5) 保険
保険金請求作業中

なお、所有不動産はない。

第3 破産財団の現況

現在の破産財団の現況は、添付財産目録、貸借対照表及び収支計算書のとおりである。

第4 債権者（債権届出を含む）

1 債権者

破産手続開始申立書の訂正書による債権者総数は1100名、債権総額は18億8187万4817円である。

2 債権届出

令和4年3月31日現在の破産債権届出書の提出は779名、債権金額合計は65億7054万8132円+額未定である。

労働債権（財団債権、優先的破産債権）の債権届出書の提出は45名、債権金額合計は2185万3677円+額未定である。

なお、財団債権としての交付要求額は5857万5307円。

第5 今後の管財業務

1 電気料金の回収（4月中目途）

保険金の回収（請求手続は完了。着金待ち）。

預金については、回収作業中（一部の金融機関については、相殺の可否や引き落しの可否について調査中）。

2 キュービクルの所有権の主張者への対応。キュービクルの賃料を財団債権として請求する者への対応。

以上

財産目録

(開始決定日=令和3年12月16日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目	簿価 (令和3年5月末)	評価額 (回収見込額)	備考
1	現金	786,915	10,817,076	管財人引継予納金9,150,000を含む
2	預金	29,082,301	23,896,665	
3	売掛金	117,092,352	96,610,677	
4	貸倒引当金	-710,000	0	
5	商品	703,328,895	0	調査中
6	立替金	17,216,967	0	内訳不明
7	前払費用	26,716,859	不明	調査中
8	未収入金	1,286,090	不明	調査中
9	仮払金	4,150,000	不明	調査中
10	建物附属設備	19,260,822	不明	調査中
11	構築物	75,105		調査中
12	車両運搬具	54,902,025	225,000	
13	工事器具備品	19,352,216	32,200	
14	一括償却資産	409,044	0	
15	施設利用権	1,361,400	0	
16	ソフトウェア	6,114,167	0	
17	出資金	57,345,000	2,335,000	
18	敷金	38,892,390	4,864,029	
19	差入保証金	17,274,004	0	最終保障供給契約保証金(差入なし)
20	預託金	66,164,110	不明	調査中
21	保険金	1,573,430	269,140,541	簿価は保険積立金
22	加盟料	550,000	不明	内訳不明
23	宅建業界入会金	2,661,400	30,000	評価額は出資金額
24	保証協会入会金	305,000	0	
	資産合計	1,185,190,492	407,951,188	

負債の部

単位:円

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	普通破産債権	6,570,548,321		
2	労働債権 (財団債権, 優先的破産債権)	21,853,677		
3	租税(財団債権)	58,575,307		交付要求額
	負債合計	6,650,977,305		

収 支 計 算 書

自 令和3年12月16日
至 令和4年3月31日

令和3年(フ)第7615号

破産者 株式会社総合電商

破産管財人弁護士 服部秀一

(単位:円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金額	番号	摘 要	金額
1	引継予納金	9,150,000	1	人件費	1,609,780
2	現金	1,667,076	2	賃料	3,079,178
3	敷金・保証金	4,864,029	3	引越退去費用	3,091,951
4	電気料金	70,476,848	4	残高証明等取得	72,340
5	工事代金	26,133,829	5	水道光熱費	54,087
6	供託還付金	96,300,800	6	通信費	154,338
7	労働保険還付金	627,114	7	振込手数料	0
8	保険金	150,747,380	8	損害保険料	0
9	有価証券売却	1,250,340	9	弁護士報酬	990,770
10	動産売却	32,200	10	登記証明関連等取得	0
11	自動車売却代金	225,000	11	文具費	2,512
12	利息	134	12	交通費	370,500
13	出資金	9,840	13	宿泊費	75,762
14	科目不明	141,595	14	過払金返還	379,734
	合計	361,626,185		合計	9,880,952

差引残高 金351,745,233円

管財人口座残高 金351,745,233円